

新生児聴覚検査を受けられる方へ

久万高原町に住民票のある妊婦さんが出産した赤ちゃんで、『新生児聴覚検査受診票』を使用して検査を受けられた場合に、申請により検査費用の自己負担額を全額助成いたします。



〈対象者〉 妊婦健診日に久万高原町に住民登録がある妊婦さんが出産した新生児で、県内の医療機関で新生児聴覚検査を受診した方

〈申請窓口〉 こども家庭センター

〈受診から申請・交付までの手続き〉（事前の申請はありません）

1. 県内医療機関で検査を受診された方は、受診票を使用することで5,000円の助成が受けられます。検査費用全額から受診票利用により5,000円を控除し自己負担の額を医療機関窓口でお支払いください。

※新生児聴覚検査受診票は、妊婦健康診査受診票等の綴りにあります。必ず使用して検査を受けてください。

2. すべての検査終了後に申請してください。
3. 申請には以下のものがが必要です。

①受診した医療機関の領収書の原本（レシート不可）

検査実施医療機関名、検査実施日、保護者氏名、検査費用（治療費は除く）
ただし書きとして「新生児聴覚検査費用」と記載のあるもの

②母子健康手帳（検査結果の記載があるもの）

③本人名義の銀行口座

④印鑑（シャチハタ不可）

※申請窓口にて、「久万高原町新生児聴覚検査費用助成申請書」を記入していただきます。

※②のコピーを用意していただければ新生児訪問時に申請書を記入いただき手続きをすることもできます。その場合は、ご連絡ください。

4. 審査後、助成金を口座振込いたします。

〈注意事項〉

・新生児聴覚検査受診票を使用せずに検査を受けられた場合には、助成の対象にはなりません。

・領収書がないと手続きできません。紛失しないようご注意ください。

・新生児聴覚検査費用を支払った日から6か月以内に請求してください。

★ご不明な点がございましたら、こども家庭センターにお問い合わせください。



お問合せ先

久万高原町こども家庭センター

TEL 0892 - 58 - 9990